

バーチャルサイクリングを活用したサイクリスト誘客促進事業委託業務仕様書

1 事業目的

愛媛県が策定した「愛媛・しまなみ海道地域振興ビジョン」に基づき、しまなみ海道エリアに係る世界ブランド化や実需の創出、持続可能な地域振興を目指し、同エリアにおけるサイクルツーリズムの深化や観光産業の集積化を図るなど、県・地元市町・民間団体等がより一体となってこれまで事業推進に取り組んできたところ。

同ビジョンの更なる実現に向けて、しまなみ海道上で最も景観の良い来島海峡大橋等を走行するVR映像を制作し、国内外のサイクリングイベント等でバーチャルサイクリング体験してもらうことで、しまなみ海道エリアの多島美等の自然景観や海の上を走るような疾走感等の魅力を発信し、しまなみ海道エリアの更なる誘客促進につなげることを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日から令和7年12月末まで

3 委託業務

本業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、バーチャルサイクリングのためのVR映像の制作、バーチャルサイクリングに必要な機材等の調達及び職員への機材設置方法の説明等を行うこと。具体的には、以下の業務を行うこと。

（1）VR映像の制作等

来島海峡大橋等を走行するVR映像を撮影し、バーチャルサイクリング等に活用するための編集を行うものとする。

1. 制作コース（以下コースをサイクリング体験できる360°映像）

①来島海峡大橋（約4km）の自転車歩行者道を走行するコース

②石鎚スカイライン（石鎚山を見渡せる場所を含む）を走行するコース

※タイムトライアル用として、上記①②コースの一部（1,000m程度）を走行するコースも併せて制作すること。タイムトライアル用コースの映像内では、スタートからゴールまでのタイムが分かるよう表示すること。

③UFOライン（石鎚山系が見渡せる場所を含む）を走行するコース

④伊予市双海町の海岸線沿い（道の駅ふたみ～下灘駅）を走行するコース

⑤宇和島市遊子水荷浦地区の段畑を一望できるコース

⑥上記①～⑤以外で、愛媛県内の魅力が伝わるコースを1～2コース提案すること。

2. 撮影・編集

○撮影する具体の場所は、委託者の指示に従うこと。

○撮影にあたっては、各コースの景観の魅力が伝わる最適な時期・天候等の環境下で撮影すること。（雨天時は不可）

※具体の撮影時期については、受委託者間で協議の上、決定する。

○制作した全コースのVR映像内に、日本語及び英語でコース名等を表示し、バーチャルサイクリング体験者がコース名等を認識できるようにすること。また、VR映像は言語ごとに制作すること。

※VR映像内に表示する具体の内容については、委託者の指示に従うこと。

○解像度については4K以上とする。

○VR映像に歩行者や自動車等が写る場合は、顔をぼかす処理を加える等、肖像権を侵害しないようにすること。

○撮影に係る関係者との調整等は、受託者で実施すること。

3. YouTube掲載用の動画編集・納品

- 制作した全コースの動画（VR映像）を、YouTubeに掲載可能な規格等でデータ納品すること。また、動画内には日本語及び英語でコース名等を表示することとし、言語ごとに動画を納品すること。

※動画内に表示する具体的内容については、委託者の指示に従うこと。

4. その他

- 作業方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度、受委託者間で協議の上、対応すること。

(2) バーチャルサイクリングに必要な機材等の調達

制作したVR映像を、サイクリングイベント等でバーチャルサイクリング体験してもらうための機材等調達を行うものとする。

1. ソフトウェア

- スポーツバイクと360°VR映像を組み合わせたスピード連動型の360°VR映像再生システムとし、ペダルを漕ぐスピードに合わせて、360°VR映像が流れるスピードも変化させることができるようにすること。
- VR映像の勾配にあわせてペダルを漕ぐ負荷を増減させることが可能なシステムとすること。

2. 機材

調達機材は、以下に示す機材とし、相当品以上のものを納品すること。

- ※当課が保有するスポーツバイク及びスマートローラー（・ELITE SUITO・ELITE DIRETO）を使用してバーチャルサイクリングを実施し、体験者が見ているVR映像を周りの方が認識できるように、外部ディスプレイに映し出して体験会を実施することとしており、これらに対応した機材を納品すること。

- サイクリングVR制御用PC：2台

ノートPC

OS：windows11home64 ビット

CPU：インテル®CORE™i9-14900HX プロセッサー

GPU：NVIDIA®GeForceRTX™4070

メモリ：32GB

M.2SSD：1TB

パネル：15.3 型液晶パネル

無線：Wi-Fi 6E（最大 2.4Gbps）対応 IEEE802.11 ax/ac/a/b/g/n 準拠 +Bluetooth 5 内蔵

- ヘッドマウントディスプレイ：2台

Pico4 Ultra Enterprise

- 機材接続用ケーブル：2セット

- 子供用スポーツバイク：1台（対応身長：126～145cm）

- 上記以外のバーチャルサイクリングの実施にあたり必要不可欠な機材

- その他、より現実的な走行に近づけるための機材があれば導入すること

3. 納品先

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局自転車新文化推進課

(3) 機材設置等

VR映像制作及び機材調達後、当課職員のみでサイクリングイベント等においてバーチャルサイクリング体験会を実施することができるよう、当課職員に対して、機材の設置

及び使用方法の説明を行うこと。また、設置及び使用方法に係るマニュアルを制作し、紙媒体（5部）及びデータで納品すること。

（4）納品期限等

大阪万博でバーチャルサイクリング体験会を実施予定（令和7年8月下旬）としていることから、受委託者間で協議の上、それまでに①～⑥コースのうち3コース程度を制作し、3（2）及び（3）の業務を8月上旬には完了させ、大阪万博でバーチャルサイクリング体験会が実施できるようにすること。

※体験会に係る調整は、本協会で実施

（5）経費の内訳

運營業務に係る一切の収支を計上すること。

（6）成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、バーチャルサイクリングを活用したサイクリスト誘客促進事業を実施したことが証明できる書類等を添付すること。

○作成部数：紙媒体1部、電子媒体(DVD-R等)1部

○提出先：愛媛県自転車新文化推進協会（事務局：愛媛県自転車新文化推進課）

4 著作権等の取扱い

（1）著作権者

本業務で制作した一切の成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

（2）第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

（3）権利関係の処理

1. 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
2. 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
3. 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
4. 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ処理することとする。

5 その他留意事項

- （1）委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、撮影等に電動アシスト自転車（E-BIKEなど）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- （2）委託事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。特に、交通法規に関わる内容（例：制作する動画の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協

議しながら慎重に進めること。

- (3) 制作物等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を進めることとする。
- (4) 受託者は、作成した制作物等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。